

○経済産業省告示第二十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月一日

経済産業大臣 萩生田光一

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約、同条第三号に掲げる契約のうち輸出に係るもの又は同条第四号及び第五号に掲げる契約のうち工業所有権に係るものに基づく債権の発生等に係る取引に限る。）であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）との間で行うもの

附 則

1 この告示は、令和四年三月八日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

一 第二号又の次にルを加える改正規定中「団体」の下に「及び個人」を加える。

二 附則を次のように改める。

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二号ルの規定は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）別表1に定める団体のうち、ロシア連邦中央銀行については公布の日から、バンク・ロシアについては令和四年三月二十八日から、その他の団体については令和四年三月三十一日から施行する。